

軽油引取税の課税免除（免税軽油）制度

軽油引取税は軽油を引取る（購入する）際に課される（1Lあたり15円）県の税金です。
法令で規定された特定の用途に使用するための軽油の引取りについては、課税免除の適用があり、免税の用途のために引取る軽油のことを「免税軽油」といいます。

1　免税の要件

免税軽油の使用者として認定されるためには、申請を行う方の「事業内容」並びに軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」及び「使用場所」が、法令に規定された要件を満たしていなければなりません。

したがって、法令に規定されている要件に該当しない方は、免税軽油を使用することはできません。

なお、認められた免税軽油の使用方法以外の場合は、たとえ免税軽油使用者が使用する場合であっても、軽油引取税が課税されている軽油（課税軽油）を使用しなければなりません。

【法令に定める免税対象の事業及び用途一覧】

対象となる事業者	対象となる用途	対象となる事業者	対象となる用途
石油化学製品製造業を営む者	エチレン等の石油化学製品を製造するための原料の用途等	港湾運送業を営む者 （港湾運送事業法に規定する免許を受けている者）	港湾 において専ら 港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する 機械の動力源の用途
船舶の使用者 （漁船、浚渫船等も含む）	船舶の動力源の用途 （専らレクリエーション用に供するものを除く）	倉庫業を営む者 （倉庫業法第3条の規定による登録を受けている者）	倉庫内 において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
自衛隊	通信用機械の電源、レーダー、射撃統制装置、公道を走行しない自動車等の動力源	鉄道（軌道を含む）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く）の構内において、専ら 鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道の車両への積込み、若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者、 専用の鉄道を設置する者、 専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道又は軌道用車両等の動力源の用途	航空運送サービス業で総務省令で定めるもの（飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）を営む者	飛行場 において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローラー、高所作業車その他これらに類する作業用 機械動力源の用途
農業又は林業を営む者、 委託を受けて農作業を行う者、 農地の造成等を主たる事業とする者、 素材生産業を営む者	動力耕うん機等の当該業に使用する機械の動力源の用途	廃棄物処理事業を営む者 （産業廃棄物処理業の場合は中小事業者※3であること、又は、同一の埋立地で一般廃棄物の埋立処分を行っていること）	廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途（中小事業者に該当しない産業廃棄物処理事業者の場合、同一の埋立地おいて一般産業廃棄物の埋立処分と兼用している機械のみ該当）
セメント製品製造業を営む者 （生コンクリート製造業を除く。）	事業場内において専らセメント製品又は原料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途		
生コンクリート製造業を営む者 （製品を自ら運搬する者を除く。）	事業場内において専ら 骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製材業、建築用木製組立製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業）を営む者	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む）の 掘採事業を営む者	削岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途	木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売り場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの）を営む者	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法第3条の規定による「とび・土工工事業」の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業）を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専ら くい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設 機械の動力源の用途 ※ 解体工事に使用する機械は対象となりません。※ とび・土工工事現場から発生した土砂の一時仮置き場（当該工事現場と異なる場所）で使用する機械は対象となりません。	堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者	事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはの原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
鉱さいバラス製造業を営む者 （中小事業者に限る※）	業場内において専ら鉱さいの破砕又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用するブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途	索道事業を営む者 （鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者）	スキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

※1　対象となる事業及び用途は法令においてより詳細に定義されています。

※2　国税又は地方税の滞納処分を受けているなどの不交付要件に該当する場合には、免税の適用が受けられません。

※3「中小事業者」は、資本金や出資金の額、従業員の数、法人税のグループ通算制度の適用有無等によって判断されます。

(2026,11)

2　免税の手続き

(1)免税軽油使用者証

免税軽油を引取るためには、軽油を免税の用途に使用する者であることについて、あらかじめ県の認定を受けておく必要があります。

この認定を受けたことを証する書類のことを「免税軽油使用者証」といいます。

申請に必要な書類	交付手続きの流れ
・免税軽油使用者証交付申請書（共同による申請の場合は免税軽油共同使用者証交付申請書） ・免税軽油使用者証交付手数料(400円県証紙) ・住所若しくは事務所等の所在地及び氏名又は名称を証する書類 ・営む事業及び軽油の用途が免税の対象であることを証する書類 ・誓約書（地方税法施行令第43条の15第15項第1号～第4号に規定する免税軽油使用者証及び免税証の「不交付事由」に該当しないことの誓約書） ・法人である場合には、役員全員の役職、氏名、生年月日及び住所がわかる書類（役員一覧表等） ・免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書 ※郵送により免税軽油使用者証の受領を希望する場合には、「レターパックプラス(赤色)」を申請時に提出してください。	①免税軽油を使用する事務所又は事業所を管轄する県税事務所に、申請者本人が申請書類を提出します。（税理士等の税理士業務を行える者以外からの代理申請は不可) ②申請の内容等について県税事務所が必要な確認（現地調査を含む。）を行います。 ③県税事務所の確認の結果、事業等の内容について免税の用途に該当するものと認められたら、免税軽油使用者証が交付されます。 ④免税軽油使用者証は、使用者が自ら管理するものであり、販売業者等に預けず、金庫等施錠ができる場所に保管してください。 ⑤免税軽油使用者証の有効期間満了後も引続き免税軽油の引取りを希望する場合には、免税軽油使用者証の有効期間が満了する15日前までに改めて免税軽油使用者証の交付を申請します。 ※新規の交付申請の場合には、現地調査を行うため、上記⑤に加えて期間を要しますので、早めに御相談ください。

軽油引取税の免税制度は令和6年度税制改正により、令和9年3月31日まで延長されています。
（なお、一部の業種において免税対象者の要件が縮小されています。）

(2)免税証

「免税軽油使用者証」の交付後に免税軽油を引取る場合、引取り先に対し、その免税軽油の購入が県の認定を受けていると証明する必要があり、この証明に用いるために県が交付する書類のことを「免税証」といいます。

この「免税証」と引き換えることにより、軽油を免税価格で引取ることができます。

申請に必要な書類	交付手続きの流れ
・免税軽油使用者証又は免税軽油共同使用者証 ・免税証交付申請書(共同使用者は共同申請明細書を添付) ・免税証交付所要数量基礎計算書 ・直近３ヶ月程度の軽油の引取数量及び使用数量がわかる書類(新規) 前月末までの免税軽油の使用状況等が記載された各実績簿(継続) 免税軽油受払簿(軽油の貯蔵施設を有する者のみ) 機械別免税軽油使用実績簿 掘採量等実績簿(鉱物の掘採事業者のみ) 埋立処分量等実績簿(廃棄物の処理事業者のみ)	①直近又は前年同時期における軽油の引取実績や、営む事業における事業(生産)量、機械の稼働時間などを基礎として必要な免税軽油の数量を算定します。 ②免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に、免税軽油使用者本人が申請書類を提出します。（税理士等の税理士業務を行える者以外からの代理申請は不可) ③申請の内容等について県税事務所が審査を行います。 ④県税事務所の審査の結果、適当なものと認められたら、申請内容に応じた免税証が交付されます。 ⑤免税証は、使用者が自ら管理するものであり、販売業者等に預けず、金庫等施錠ができる場所に保管してください。 ⑥交付を受けた免税証、引取りした免税軽油の使用状況等について「免税軽油の引取り等に係る報告書」により、前月分の実績を毎月末までに報告します。なお、免税軽油の使用実績などを記載した各実績簿及び納品書・請求書の写しを併せて提出します。 ⑦免税証の有効期間満了後も引続き免税軽油の引取りを希望する場合には免税証の有効期間が満了する15日前までに免税証の交付を受けた県税事務所に改めて免税証の交付を申請します。

3　申請の窓口

免税軽油の手続きは、免税軽油を使用する事業所等の所在地を管轄する県税事務所が窓口となりますので、不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

NO! 不正軽油宣言 千葉県

(2026,11)